

I 社会的に広く取組みが求められている課題への対応

I-1 暴力・虐待を生まない社会づくり推進事業

<事業のねらい>

- (1) 暴力や虐待の未然予防の意識と支え合いの方法を広く都民に普及・浸透させ、「虐待を生まない社会づくり」の意識向上を図る。
- (2) 施設と区市町村社協の協働をすすめ、地域福祉実践者のみならず、市民が広く参加して暴力・虐待を生まない地域づくりをすすめる。
- (3) 児童虐待、女性への暴力から取組みをすすめ、高齢者虐待、障害者虐待等に対象を広げてあらゆる暴力・虐待を生まない社会づくりをすすめる。

25年度

26年度

27年度

<2か年の取組み状況>

児童・女性福祉連絡会と連携し、学識経験者、児童・女性福祉施設、区市町村社協、民生児童委員から構成する委員会を運営した。

1年目に児童・女性福祉施設に入所前に暴力・虐待を経験している児童と女性が地域で過ごしていた時の実態調査を実施した。2年目は地域において、この問題に対して地域住民にできることを議論するための小冊子を作成するとともに、児童・女性福祉連絡会シンポジウム等で取組みの成果を発表した。

【報告書等】

報告書『暴力・虐待を経験した子どもと女性たち』

小冊子『こんなことに気づいてあげて～暴力・虐待を防ぐためにあなたにできること』

<2か年に達成した成果>

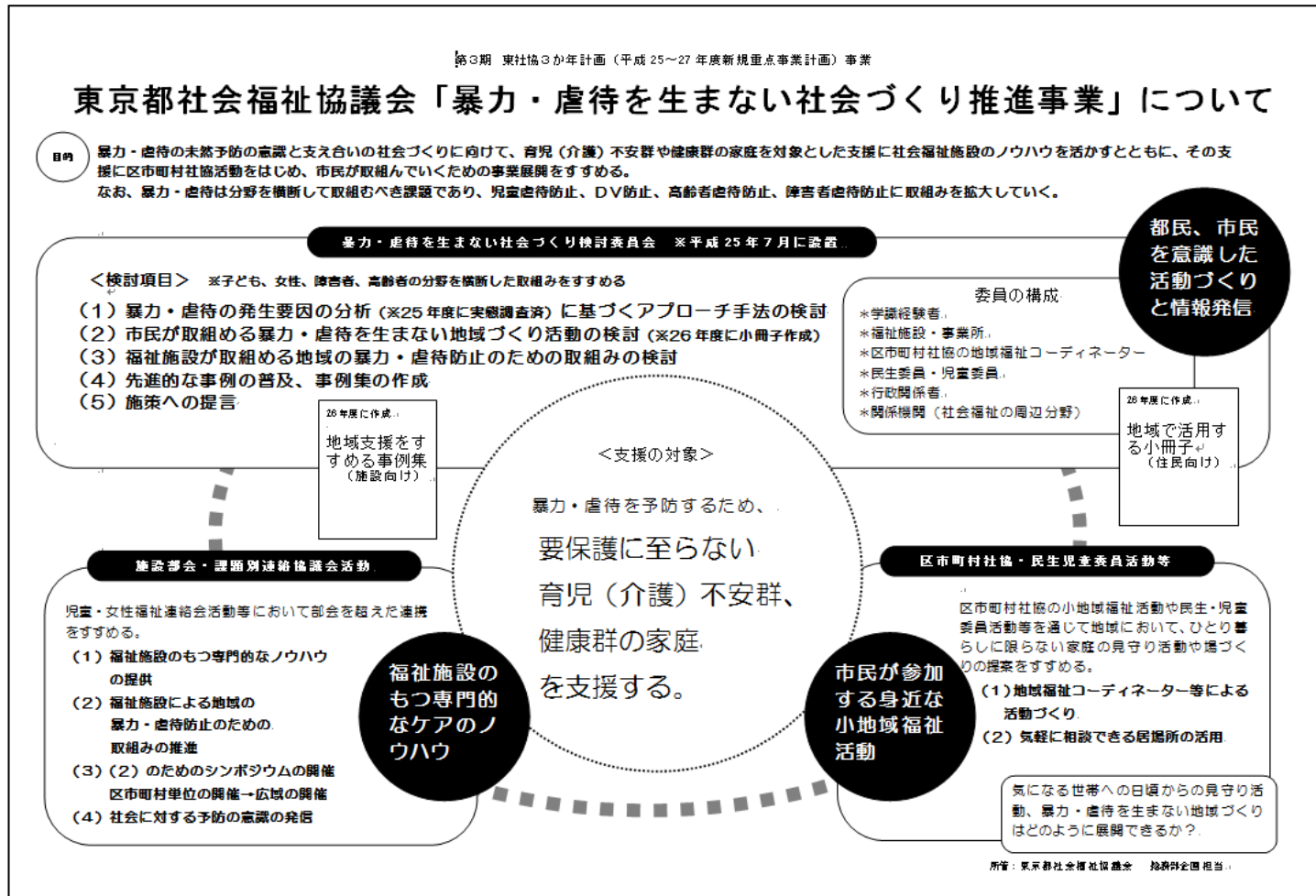
- (1) 施設関係者と地域関係者が一つのテーマを共有して議論することで、施設で起こっている実情を地域住民に理解してもらうためにはこういった視点が必要かを共有することができた。
- (2) 調査結果をさまざまな場で報告し、内閣府や福祉保健局の児童相談所の担当係長等からも関心が寄せられた。
- (3) 495 ケースの具体的な事例をもとに、普及啓発ではなく、具体的に地域で起きている問題として地域で考える素材を作ることができた。
- (4) 社会福祉法人の地域貢献活動が求められる流れに合わせて、施設の専門性を活かした地域支援のあり方を考える取組みとすることができた。

<課題>

- (1) 施設と社協が協働して住民にできることを考える活動を広げていくための手法を確立する必要がある。
- (2) 児童・女性福祉分野ですすめてきた取組みを他の分野に広げていく必要がある。

<3年目の取組み>

- (1) 委員会委員のいる地域を中心に地域における活動モデルを構築する。
- (2) 2か年の児童・女性福祉分野の取組みをもとに障害福祉分野における実態調査を行う。



I-2 学齢期までを見据えた子ども・子育て支援の構築

<事業のねらい>

- (1) 子ども・子育て支援新制度を見据えた保育分野のネットワークの強化により待機児問題に引き続き取り組む。
- (2) 就学前から学齢期までの連続した子ども・子育て支援を構築する。
- (3) 従来の役割にとらわれない保育サービスの展開の推進をめざすとともに、就学前保育サービスと放課後児童クラブとの連携を構築する。

25年度

26年度

27年度

<2か年の取組み状況>

平成27年4月から子ども・子育て支援新制度の施行に向けた取組みを行った。1年目は新たに区市町村で導入される「利用者支援事業」の構築に向けて、保育所待機児の多い大都市の特性をふまえた「保育サービス」と「その他の子育て支援」の利用支援を行政窓口、保育所、地域の子育て支援拠点に重層的に構築することを提案した。2年目は「保育所と学童保育の連携」について利用保護者アンケートをもとに、小1問題への対応に取り組んだ。

【報告書等】

- ・報告書『子ども・子育て世帯への「利用者支援」に関する区市町村アンケート報告書』
- ・報告書『都内の学童保育の状況』
- ・小冊子『子ども・子育て支援新制度 区市町村による利用者支援事業の実施に向けて』
- ・報告書『保育所と学童保育の連携による学齢期の成長を見据えた保育』
- ・報告書『子ども・子育て支援新制度に関する区市町村アンケート報告書』

<2か年に達成した成果>

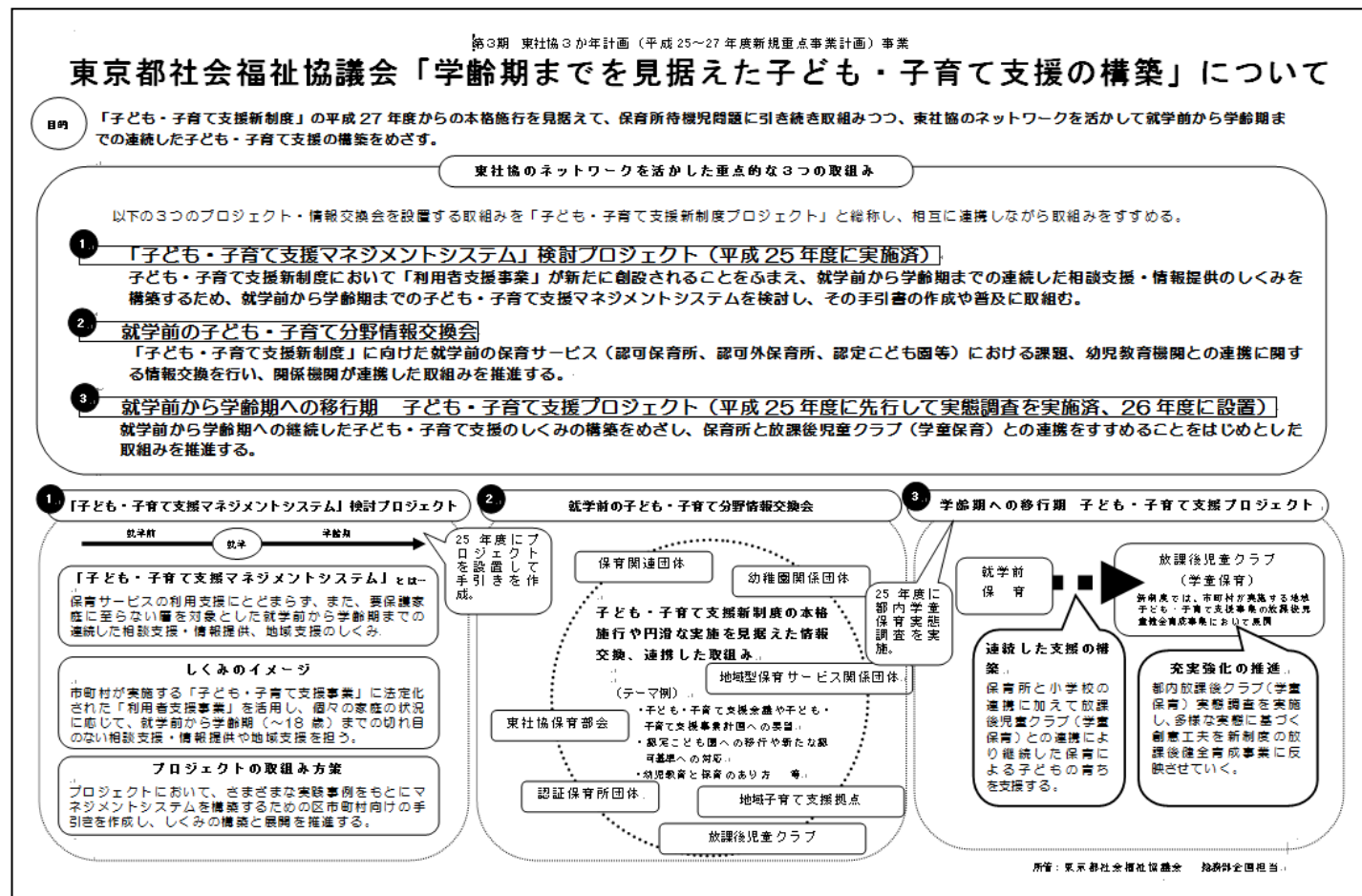
- (1) 2か年とも保育部会、東京都の家庭支援課と連携して取り組んだ。保育所が地域の子育て家庭への利用支援や学齢期移行への支援を強化していく必要性を確認した。
- (2) 区市町村の所管課長会等で提案を行ったところ、新制度に向けて利用者支援を直営窓口に限らず重層的に構築した区市町村は15区市となっている。
- (3) 「待機児問題」「小1問題」という社会的な課題に対して、会員である保育所が関係機関と連携して解決に取り組む方策を検討した。総合企画委員会の意見をふまえ、2年目は区市町村社協からも参加いただき、地域社会の関わりについても検討することができた。

<課題>

- (1) 「子ども・子育て支援新制度」の施行準備の遅れと財源をめぐる課題があり、制度設計をふまえた実効性のある提案が難しかった。
- (2) 利用者調査等に基づくニーズから見えた課題とそれを解決するための先進的な実践をもとに、保育所や区市町村にその実践を広げる提案はしやすかったが、特に都道府県域は施策提案ができなかった。
- (3) 保育部会と関係機関による情報交換会は新制度の施行前には開催できなかった。施行状況をふまえて27年度に実施する。

<3年目の取組み>

- (1) 新たなプロジェクトを設置せず、26年度までの成果物等を活用した取組みを行う。
- (2) 子ども・子育て支援新制度の施行状況をふまえた課題を保育部会と関係機関により共有する情報交換会を開催する。



I-3 低所得世帯の子どもへの支援プロジェクト

<事業のねらい>

- (1) 中学生、高校生を対象とした自立に必要な「生きる力」を高めるためのプログラムや親への支援冊子を地域で提供できる取組みを構築する。
- (2) 福祉と教育の連携をすすめ、各機関が課題を適切にアセスメントして本人や親に寄り添いながら必要な時に適切に支えられる相談支援のあり方を構築する。
- (3) 施設を退所する子どもたちと同様に家庭からの支援が十分に得られない地域の子どもへの支援を構築する。

25年度

26年度

27年度

<2か年の取組み状況>

前期の3か年計画において中学3年生の低所得世帯の子ども向けの情報支援に取り組んだ成果をふまえ、学識経験者、児童福祉施設、教育関係者、区市町村社協等による委員会を設置し、高校生世代向けの支援ツールとして小冊子の作成に取り組んだ。

【報告書等】

- ・小冊子『これからの進路で悩んでいるあなたへ 相談しよう！そうしよう！
～高校を卒業したい、大学や専門学校に進学したい、働きたい』

<3年目の取組み>

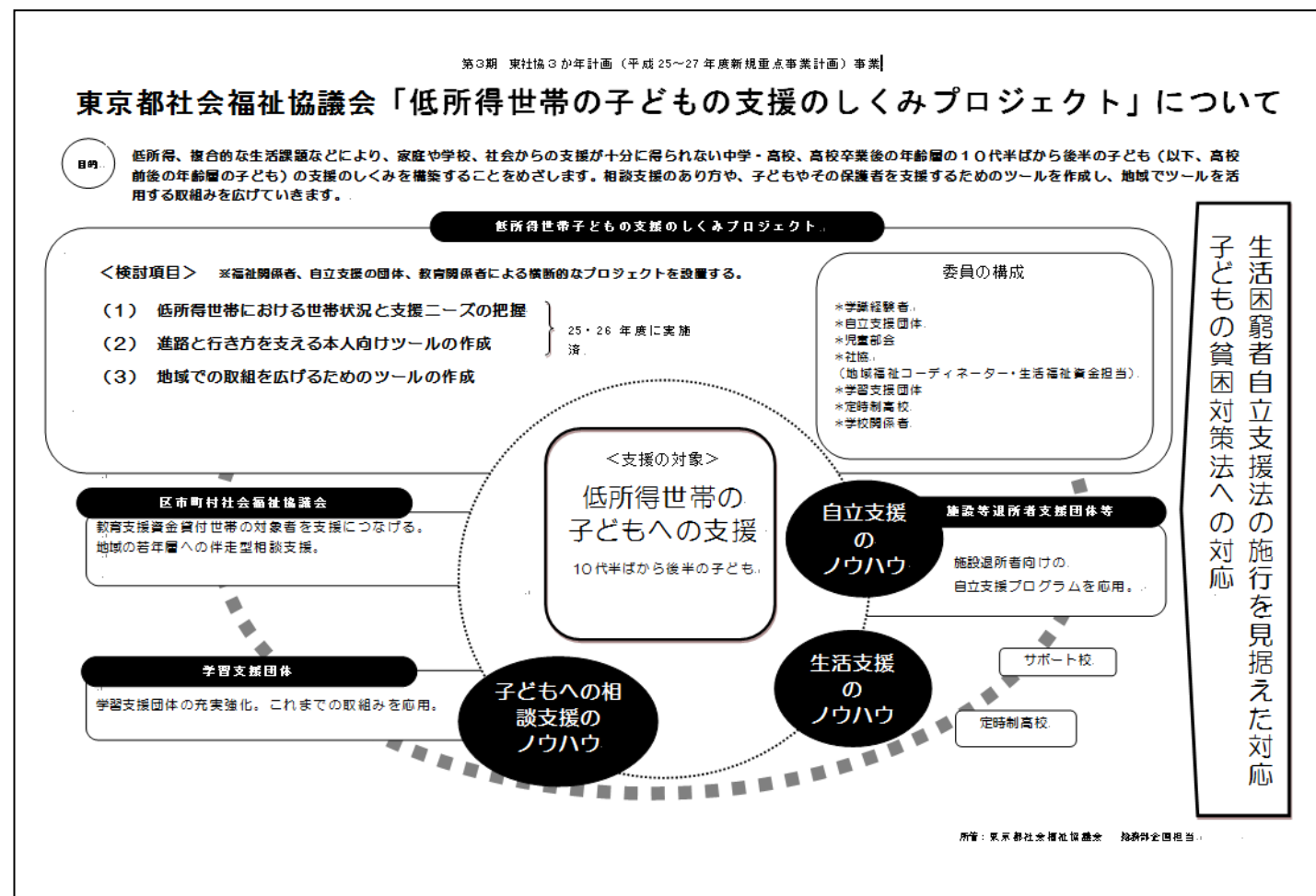
- (1) 生活困窮者自立支援法施行後の区市町村における実施状況をアンケートにより把握し、同法のしくみにつながる取組みをすすめていく。
- (2) 26年度に作成した小冊子を効果的に活用するため、①本人向け情報提供の強化、②地域で支えるしくみづくりの2つを目標に具体的な取組みをすすめる。

<2か年に達成した成果>

- (1) 資金の貸付、奨学金の給付の事業展開に加えた東社協として「子どもの貧困」という社会的な課題に対する取組みとして関係機関を通じた本人向けの情報支援の取組みを作ることができた。
- (2) 教育関係者と連携した取組みをすすめることができた。
- (3) 児童福祉施設で培ってきた自立支援のノウハウを地域の子ども向けに応用する取組みをすすめることができた。

<課題>

- (1) 平成 27 年 4 月に施行する生活困窮者自立支援法の区市町村におけるしくみに合わせた取組みをすすめていく必要がある。任意事業となる学習支援は、都内区市町村において取組みがすすんでいない現状がある。
- (2) 地域における理解をすすめていく上で、低所得世帯の家庭そのものの力を高めていく必要性も指摘されている。



I-4 認知症高齢者への支援の推進プロジェクト（平成27年度からは、改正介護保険法対応プロジェクト）

<事業のねらい>

- (1) 初期段階で適切な支援につながるよう、地域における認知症理解の普及をめざす。
- (2) 認知症になっても安心して在宅生活が継続できるよう、住まいをはじめとした地域の暮らしの場や人との関わりとの環境づくりと制度の改善をめざす。
- (3) 介護保険法の改正をふまえ、要支援者の予防給付から生活支援サービスへの移行にあたって、身近な地域における多様な主体による生活支援の構築をめざす。

25年度

26年度

<2か年の取組み状況>

認知症高齢者に関わる事業を実施している部署による局内プロジェクトを設置し、情報交換を行った。地域福祉権利擁護事業や要保護世帯不動産担保型生活資金の利用者に対する区市町村社協による支援、地域包括支援センターや民生児童委員による支援、家族介護者に対する支援、研修室や部会活動における認知症対応の専門性を高める支援のそれぞれの実施課題を共有した。

<2か年に達成した成果>

(1) 東社協の既存事業の展開を活かした取組みとしては、認知症高齢者の早期対応に焦点を当てるべきであることを確認した。

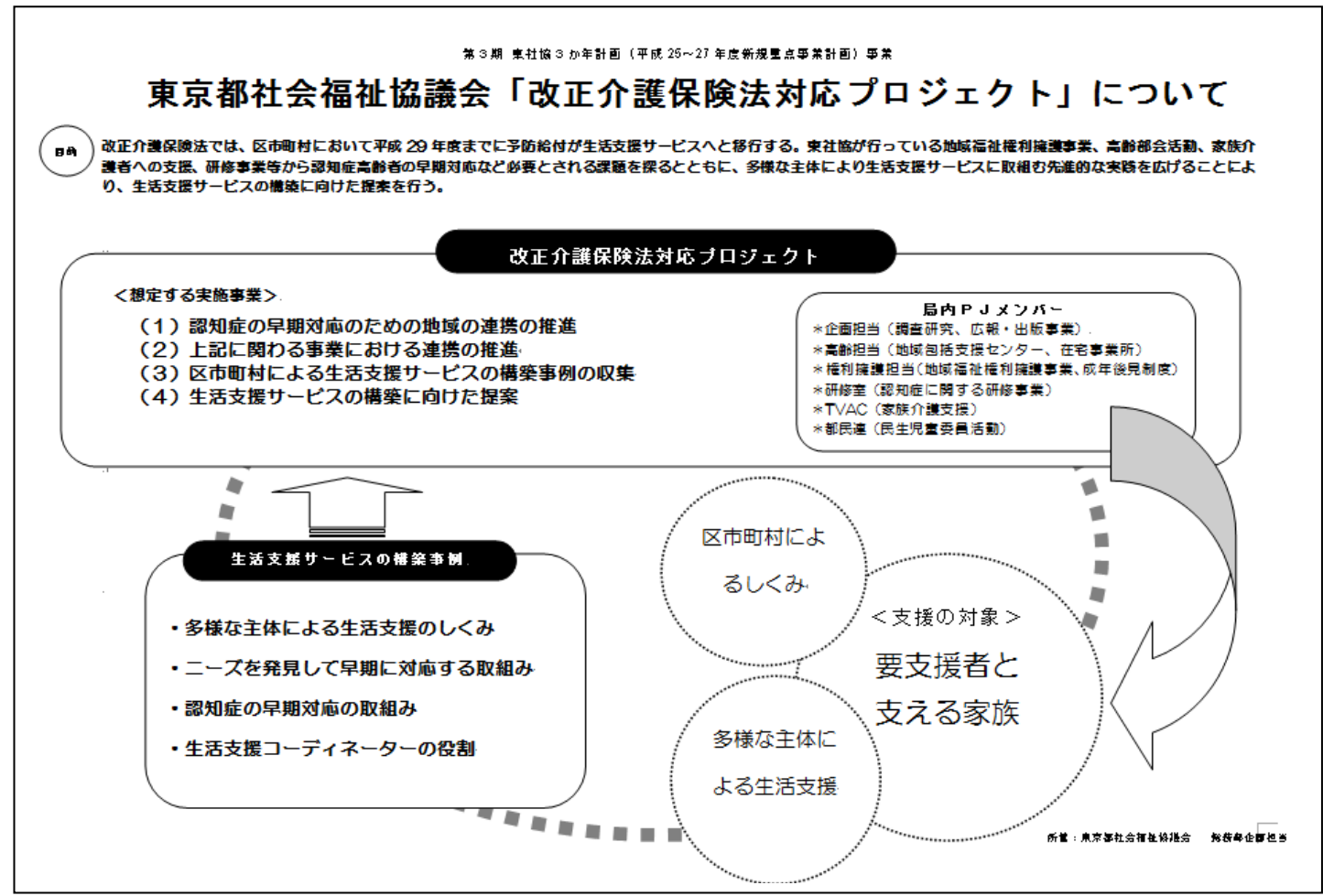
<課題>

- (1) オレンジプランから平成27年1月に新たに策定された新オレンジプランの推進までの流れの中で、さまざまな展開が施策として打ち出されており、東社協の機能を活かした独自の取組みを提案するには至らなかった。
- (2) 3か年計画の期中に介護保険法の改正があり、平成29年度までの移行期間における区市町村における生活支援の構築への対応が新たに必要となっている。

27年度

<3年目の取組み>

- (1) 介護保険法への対応もすすめる必要があることから、認知症高齢者への支援の推進プロジェクトを発展させ、「改正介護保険法対応プロジェクト」に切り替える。
- (2) 要支援者の生活支援サービスへの移行を見据えて、認知症への早期対応を含めた生活支援のしくみにつながる提案を区市町村に対して行っていく。



Ⅱ 福祉人材の確保・育成の取組み

Ⅱ-1 小規模事業所における人材育成・定着支援事業

<事業のねらい>

- (1)小規模事業所職員に研修機会を提供し、正規・非正規に関わらず職員のスキルアップの機会を増やし、職員の仕事や成長のモチベーションを上げ、離職防止、人材定着を図る。
- (2)小規模事業所等が地域エリアや事業所単位で研修を企画立案できるよう支援するしくみを創設し、運用する。

25 年度

26 年度

27 年度

<2か年の取組み状況>

小規模事業所の職員に研修機会を提供し、パート職員を含めた職員のスキルアップのために、出前型の研修を創設した。また、地域エリアや事業所単位で研修を企画・立案していくため、「小規模事業所のための職場研修の手引」を編集し事業所に広く周知した。さらに、地域エリアや事業所単位で研修機会を創出するために、講師登録制度と研修アドバイザー制度を創設した。

【報告書等】

- ・『小規模事業所のための職場研修の手引』

<2か年に達成した成果>

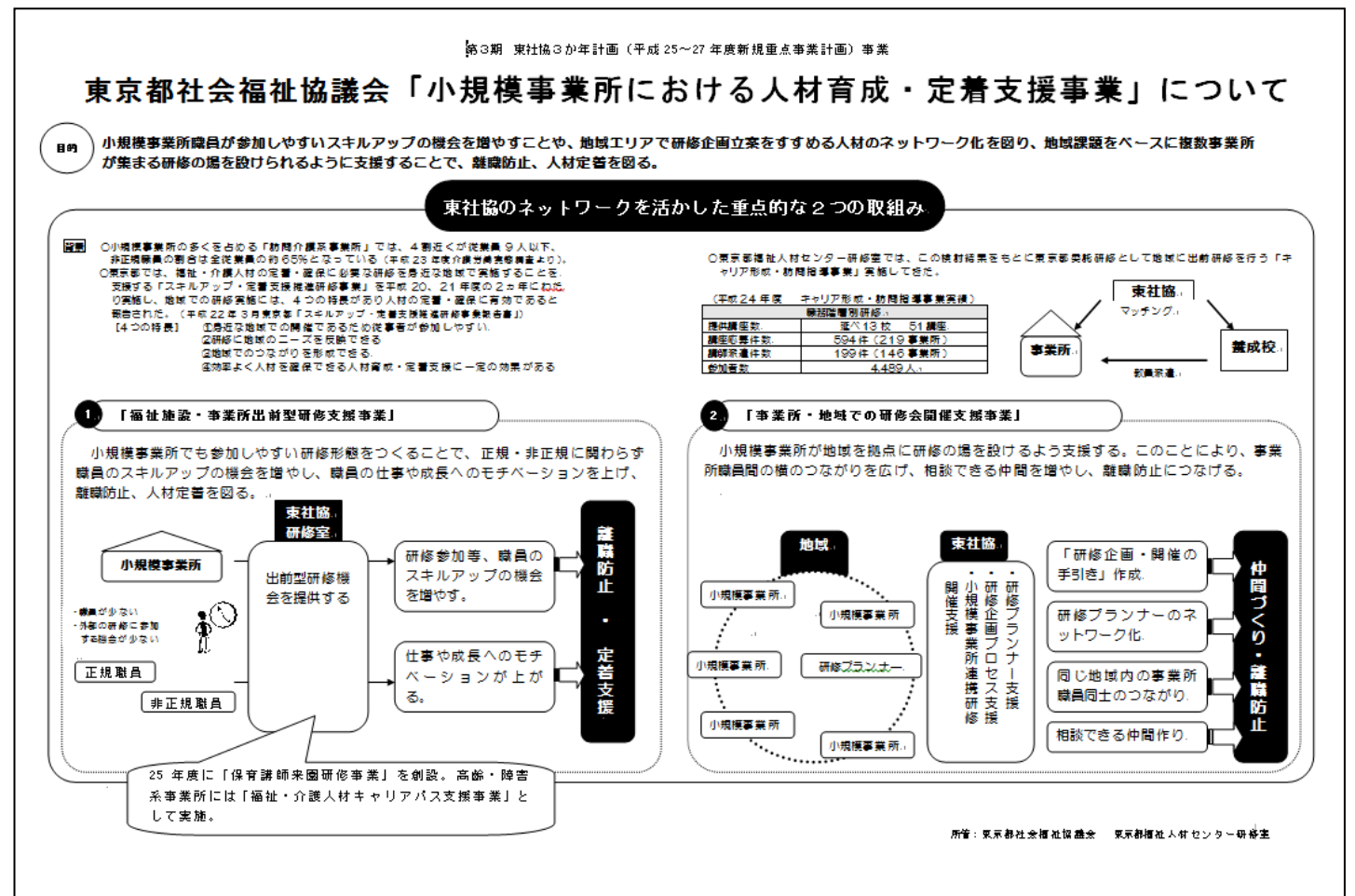
- (1)小規模事業所に出前研修を実施し、研修機会の少ない事業所において研修の機運や利用者状況の観察力が向上したことが明らかになった。
- (2)保育講師来園研修事業を創設したことにより、保育所、保育士養成施設共々、高い利用満足が明らかになった。
- (3)「小規模事業所のための職場研修の手引」を編集し、都内事業所に配布するとともにホームページ上でも広く公開した。また、活用のための説明会を開催したところ約400人の参加があった。さらに、寄せられた25の質問への回答をホームページで公開したことにより、職場研修のしくみ構築に寄与したと考える。
- (4)講師登録制度と研修アドバイザー制度創設により、地域単位や事業所単位での研修機会の提供に寄与した。

<課題>

- (1)出前研修については、高齢関係のプログラムに比べて障害系のものが少なく、事業所からのニーズに答えきれない。小規模事業所も多い障害分野を専門とする講師の協力の確保が課題となっている。

<3年目の取組み>

- (1)保育園への研修機会を増やすために、東社協保育部会と連携し広報に力を入れる。
- (2)養成施設に障害系の研修ニーズがあることを伝え、協力していただける養成施設を拡充する。



Ⅱ-2 保育人材確保と保育のしごとと啓発事業

<事業のねらい>

- (1) 養成機関や保育関連団体と連携し、保育人材確保の充実強化を図り、職場選びと職場のミスマッチによる離職の防止を図る。
- (2) 保育士のキャリア形成を支援するための研修の場を充実し、「働き続けられる、魅力ある職場づくり」のための職場改善養成機関や保育関連団体と連携し、保育人材確保の充実強化を図り、職場選びと職場のミスマッチによる離職の防止を図る。
- (3) 保育士として求められている役割や専門性について、次世代を担う中高生に対して啓発を行う。“保育のしごと”のやりがいとともに、仕事内容の実際を伝えていくことで、将来的なイメージとのミスマッチを防ぐ。

25年度

26年度

27年度

<2か年の取組み状況>

保育人材確保の取組みとして、人材情報室においては潜在保育士の活用や現職保育士の人材定着を図るためのマネジメント研修を保育所向けに実施した。また、高校生向けの職場体験プログラムには定員を超える多くの希望があった。研修室においては、職務階層別研修に保育職員の参加を促進し、保育従事者のマネジメント力の向上をすすめた。

<2か年に達成した成果>

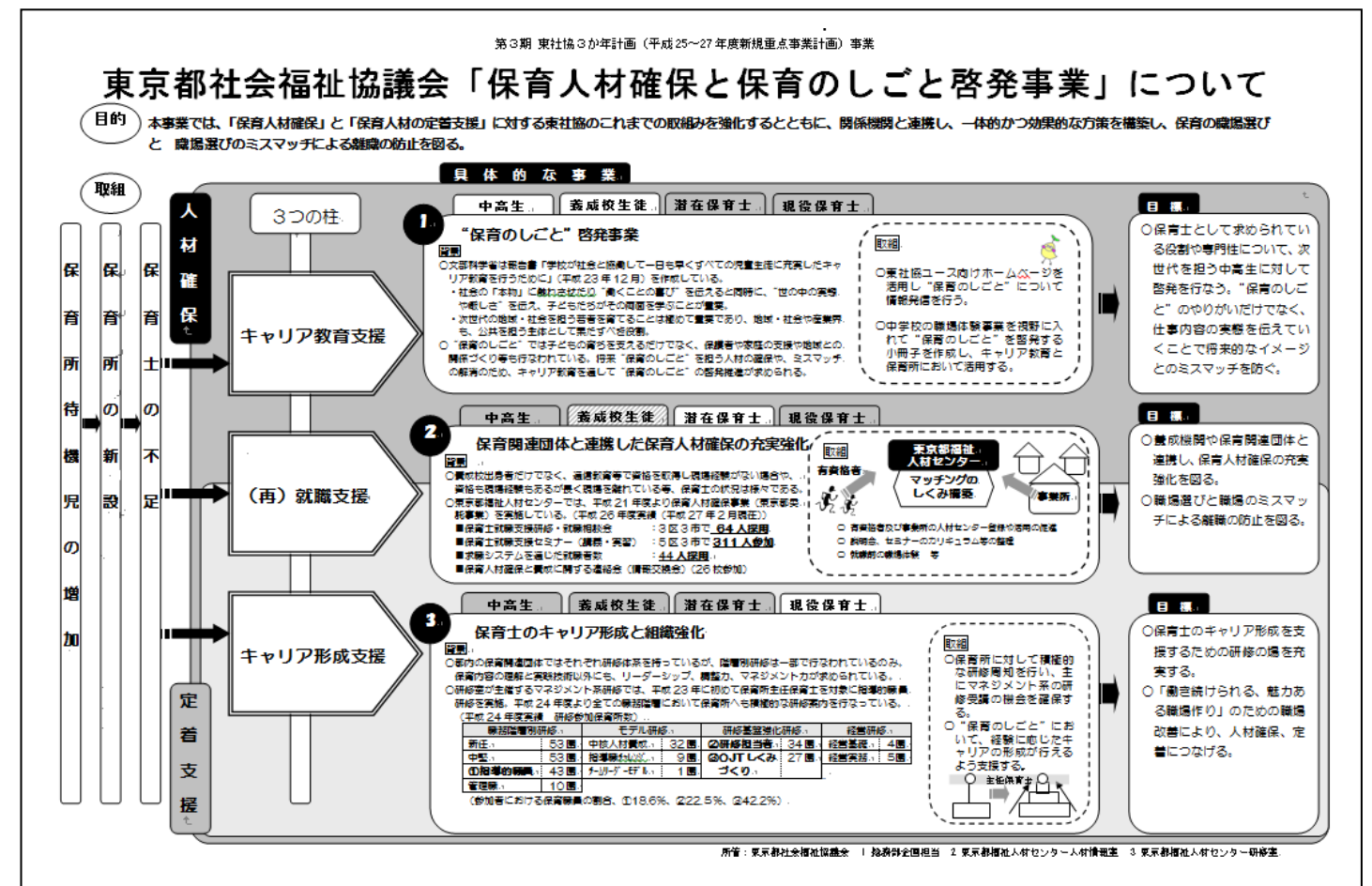
- (1) 人材情報室の研修を通じて、保育所が抱える課題を保育所自身にも理解いただき、取組み事例を共有した。また、保育所の協力を得て、高校生への職場体験を通じて保育のしごとの魅力ややりがい、専門性や意義を伝える機会を作ることができた。また、保育士養成校と連絡会を通じて保育人材確保をめぐる課題を共有した。
- (2) 研修室の職務階層別研修は、25年度は保育職員の参加を促進するとともに、保育分野においても同様の研修効果が得られることが検証できた。26年度は職務階層別研修の全面改訂初年度で、全般に参加が減少したが、保育職員には高い研修効果がみられた。

<課題>

- (1) 人材情報室で実施する保育所向けの人材定着等のためのマネジメント研修は単発な実施となっている。また、高校生向けの職場体験は限られた日程の中で効果的なプログラムを検討する必要がある。
- (2) 東京都福祉人材センターとして保育士養成校との連絡会を開催しているが、養成校にとってのセンター活用の意義が十分に訴求できていない。
- (3) 職務階層別研修への保育職員の参加促進をすすめて3年目になるが、キャリア形成の意義を含めてマネジメント系研修の広報を強化する必要がある。また、26年度からの新課程の効果測定を行っていく必要がある。
- (4) 保育部会と調整し、中高生向けの職場体験プログラムの共有化をすすめているが、プログラムの確立に至っていない。

<3年目の取組み>

- (1) 人材情報室と研修室で調整し、保育所のニーズに応じた人材定着等のマネジメント研修を継続的に実施できるようにする。
- (2) 高校生職場体験事業を保育士養成校の協力を得て実施する。
- (3) 27年度から東京都の「保育士等キャリアアップ補助事業」が始まる。研修室の課程をキャリアパス要件に活用できるよう、周知活動を強化する。
- (4) 保育部会と連携し、働くことを学ぶ中学生の職場体験、職業選択につながる高校生の職場体験における各保育所の創意工夫をプログラムとして共有する。



Ⅱ-3 福祉職場における障害者雇用のしくみ構築プロジェクト

<事業のねらい>

- (1)第2期3か年で構築したネットワークやノウハウを活かし、これまでの普及啓発を中心とした事業から、さらに具体的に障害者と福祉事業所のマッチングトライアルや福祉事業所の求人に対する支援を行うことを通じて、福祉職場における障害者雇用のしくみを構築する。
- (2)障害者雇用に対する支援に加えて、福祉職場における障害者の職場定着についてネットワークを活用したしくみを構築する。

25年度

26年度

27年度

<2か年の取組み状況>

平成25年10月に会員施設における障害者雇用の実態調査を4年ぶりに実施し、障害者を雇用している福祉施設は349施設で600人という実情を把握した。福祉人材センターで実施している「地域密着面接会」では、区市町村社協、特別支援学校、障害者就労支援センター等と連携して事業所に障害者職場実習や雇用の意向を確認しながら、「障害者雇用マッチングトライアルブース」を設置した。また、福祉事業者に対する支援として障害者のインターンシップや雇用に向けた学習会を行った。

【報告書等】

- ・報告書『福祉職場における障害者雇用実態調査報告書』

<2か年に達成した成果>

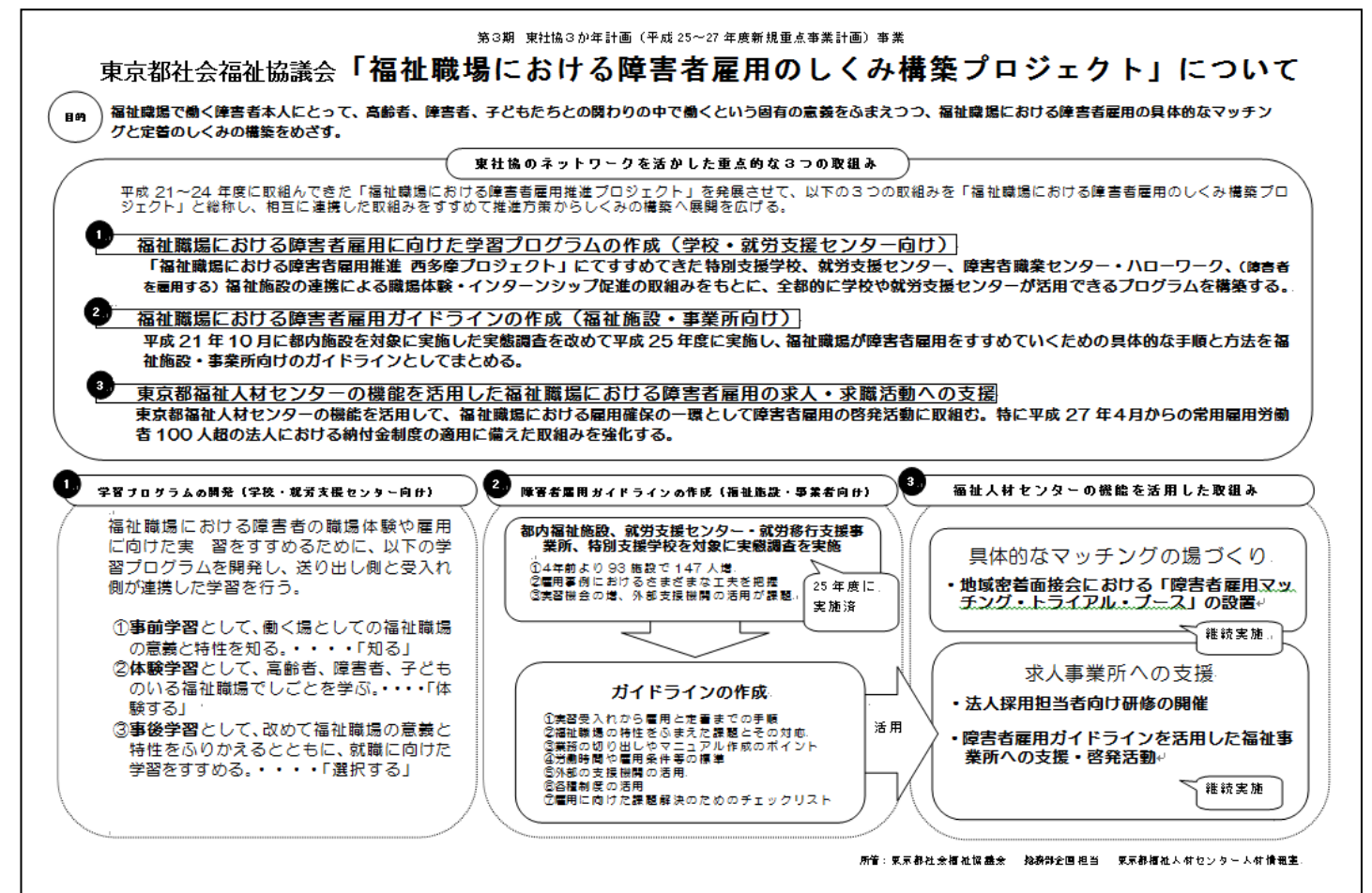
- (1)前期を含めた普及啓発の取組みと特別支援学校等に対する働きかけにより、4年間で雇用している施設は93施設増、雇用している障害者は147人増となった。
- (2)個々の施設では難しくても、法人としては全体の半数が障害者を雇用している。平成27年4月からの障害者雇用促進法の改正に伴い、法定雇用率が未達成の場合に納付金の対象となる常用雇用労働者が100人を超える法人では、82.7%の法人がすでに障害者を雇用している。
- (3)福祉人材センターでは、2か年でのべ10地区の「地域密着面接会」で障害者雇用マッチングトライアルブースを設置し、具体的に顔の見える地域でのマッチングがすすんだ。

<課題>

- (1)地域密着面接会の場の活用を事業所により一層、理解していただくことが必要となっている。また、同一地区での継続した実施が必要となる。

<3年目の取組み>

- (1)平成27年4月から改正障害者雇用促進法が施行する。必要に応じた広報活動を継続する。
- (2)引き続き、区市町村社協、特別支援学校、障害者就労支援センター等と連携し、障害者雇用マッチングトライアルブースによる障害者雇用促進をすすめる。



Ⅲ 地域における諸課題をふまえた取組み

Ⅲ-1 社会的孤立等に対応する小地域福祉活動推進事業

<事業のねらい>

- (1) 地域福祉コーディネーターが小地域にアウトリーチする際のアプローチ先、協働・連携する基盤組織として地区社協づくりを推進し、地域の力の向上を図り、社会的孤立に対応するとともに、それを生まない地域づくりをめざす。さらに、地域福祉活動における新たな活動層の拡大を図る。
- (2) 地域における居場所の果たす社会的意義や役割等を明らかにするとともに、中間支援組織が居場所づくりの推進や支援を行うツールを開発する。(1)の地区社協で発見した課題を地区社協で協議し解決に向けて動く地域基盤やしくみを構築する。

25年度

26年度

27年度

<2か年の取組み状況>

「課題発見・解決志向型の地区社協整備事業」では、初年度に地区社協整備事業検討委員会を設置し、都内ならびに近県の地区社協推進事例をもとに事例集をまとめた。2年目は、モデル事業推進委員会を設置し、練馬区、府中市、国立市、日野市、世田谷区の各社協と協働してモデル事業を推進した。

「地域の居場所活性化モデル事業」では、初年度は居場所づくり懇談会、地域の居場所づくりアンケート、個別ヒアリングを実施した。2年目は、検討委員会を設置し、中野区社協、昭島市社協をモデル地区に取組みをすすめるとともに、個別ヒアリングを実施した。

【報告書等】

- ・事例集『課題発見・解決志向型の新たな地区社協づくりに向けて』

<2か年に達成した成果>

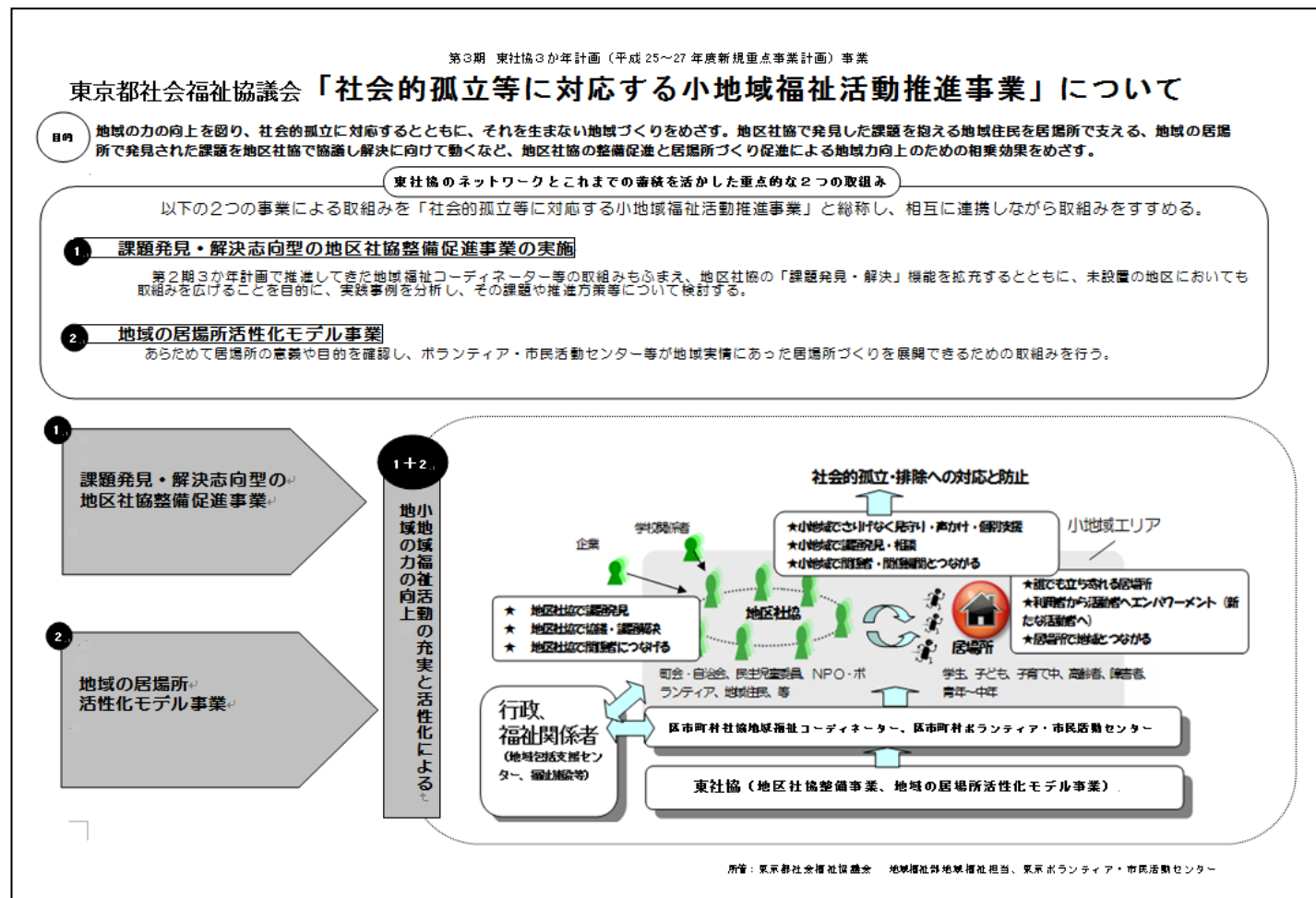
- (1) 事例収集を通じて、地区社協の立ち上げや活性化にあたって、町会・自治会の協力や地域への働きかけ、地域福祉活動への位置づけ、全局的な取組みと職員のアウトリーチの意識の醸成、拠点の設置など、必要となるポイントを整理した。
- (2) 居場所の概況について、都内の特色ある活動団体や推進団体を把握することができた。モデル地区を通じた居場所推進のしくみづくりでは、中野において社会人や男性の参加を意識した講座、サロンに関心をもつ人への説明会、リーフレットの発行などに取組んだ。昭島では、サロン推進の委員会設置、ボランティア団体との連携、サロンが少ない地域での講座開催に取組んだ。サロン活動への理解と普及を図り、新しいサロンを作る契機を作ることができた。

<課題>

- (1) 「課題発見・解決志向型の地区社協モデル事業」は、26・27年度の2か年で取組んでいるが、実施計画が全体的に遅れており、地区社協の立ち上げや活性化のポイントとなる要素がまだ十分に議論できていない。
- (2) 「地域の居場所活性化モデル事業」では、「居場所とは何か?」「役割と機能は?」については協議中で、最終年度に引き続き意見交換を行う。2つのモデル地区は26年度で終了となるが、必要に応じて通常業務内で継続的なフォローアップを行う必要がある。

<3年目の取組み>

- (1) 「課題発見・解決志向型の地区社協整備事業」は、引き続きモデル事業を推進し、委員会では各地区にアドバイスするとともに、地区社協づくりのポイントや課題を整理する。また、委員会の開催方法を工夫し、各モデル社協の取組みについて十分に意見交換する時間を確保し、目標の達成度合いとプロセスを検証する。
- (2) 「地域の居場所活性化モデル事業」では、「地域の居場所づくりハンドブック検討委員会」を運営し、居場所を支援・推進している団体等にヒアリングを行うとともに、区市町村ボランティア・市民活動センター向けのハンドブックを作成する。



IV 新たな時代に対応した福祉情報の発信と参加の促進

IV-1 「生きる力（生きていく力）」を高める福祉教育（市民学習）の実践

<事業のねらい>

- (1) これまでに蓄積している福祉関係者とのネットワークを活用して、福祉教育（市民学習）を推進する。子どもたちが「学び」「考え」「行動できる」きっかけとなる教材を開発し、区市町村社協（ボランティア・センター）がさまざまな団体や学校等との協働により、地域にねざした福祉教育（市民学習）の推進に取り組むことをめざす。
- (2) 子どもたちが身近な地域で福祉参加をすすめ、人との関わりを通じた自己有用感を発見し、自信をもって社会の一員として生きていくことをめざす。

25 年度

26 年度

27 年度

<2か年の取組み状況>

初年度は「学校等における市民学習の推進方策検討委員会」を設置するとともに、「地域における福祉教育・ボランティア学習・市民学習の取組み状況調査」「学校における福祉教育・ボランティア学習・市民学習の取組み状況調査」を実施した。

2年目は、共同研究校（4校）を決定し、学習プログラムへの支援、共同研究校担当教諭と検討委員との情報交換会、「子ども参加で地域と学ぶ」と題した共同研究校中間報告会を開催した。

【報告書等】

- ・報告書『学校における福祉教育・ボランティア学習・市民学習等に関する実態調査 報告書』

<3年目の取組み>

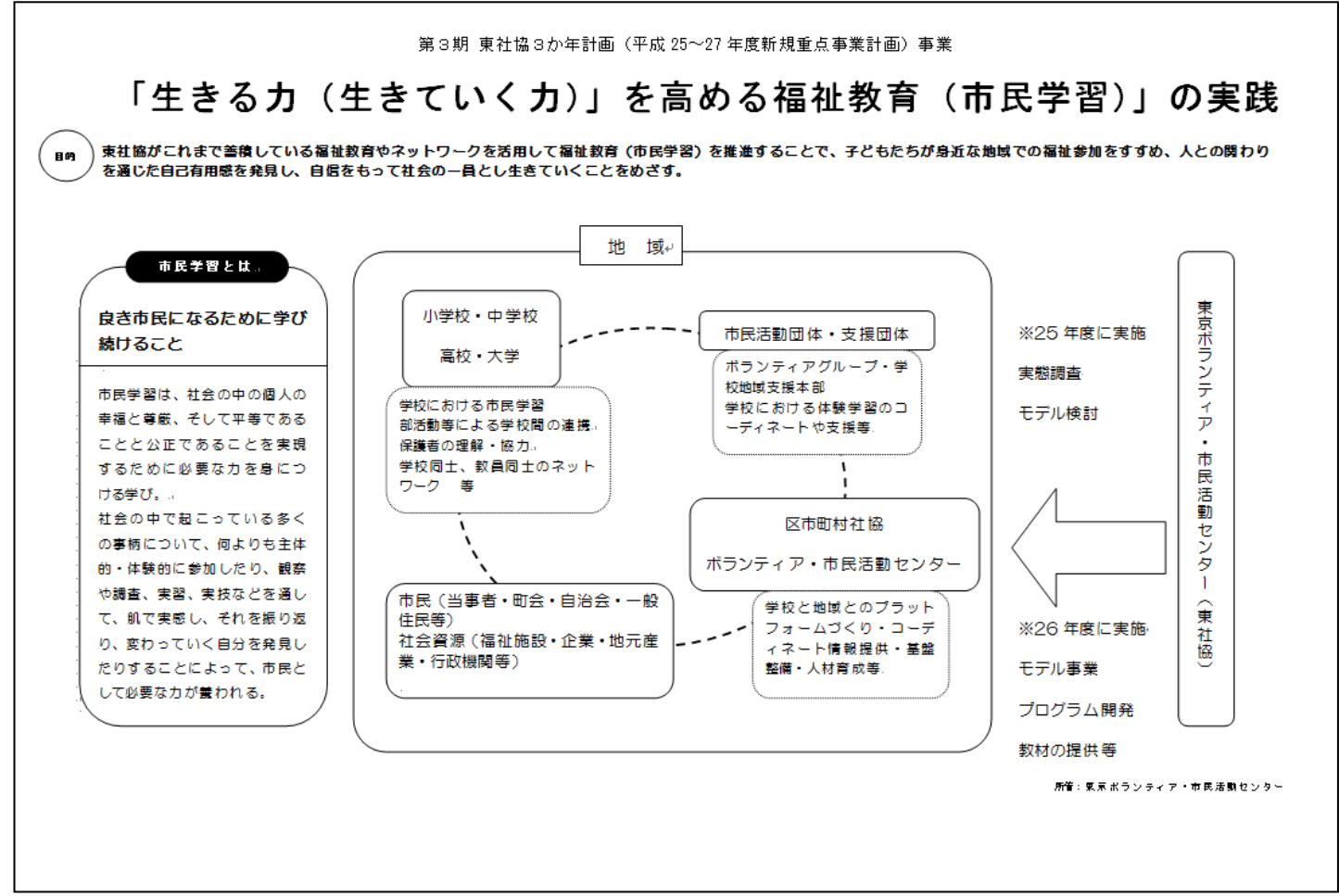
- (1) 検討委員会を開催するとともに、共同研究校への継続的な支援と地域のボランティア・市民活動センター等との連携に取り組む。『市民学習ハンドブック（仮称）』（初任者の先生向け）を作成する。
- (2) ヒアリングによる事例収集を行い、市民学習実践研究会（仮称）を開催する。
- (3) 大学ボランティアセンターと地域との協働状況調査を行うとともに、大学ボランティアセンター等連絡会議を開催する。

<2か年に達成した成果>

- (1) 地域や学校における市民学習の実態が把握できた。
- (2) 共同研究校とパートナーシップを組んで学校の状況に応じた支援や学習プログラムを展開できた。

<課題>

- (1) 学習指導要領の改定等による総合的な学習の時間の時間の確保が難しくなってきた。
- (2) 都立高校での教科「奉仕」が廃止され、28年度より新教科となる。
- (3) 東京ボランティア・市民活動センターが考える市民学習の要素をそれぞれの学校にどう取り込みつつ学習プログラムを展開していくかが課題となる。
- (4) 多忙な学校教諭と効果的に連携を図るにはどのような方策が考えられるかが課題となる。



V 災害時の福祉施設における地域の要配慮者支援の構築

V-1 災害時要配慮者支援センターの構築

<事業のねらい>

- (1) 災害発生時に備えた要配慮者支援ネットワークを構築する。施設部会・連絡会等と協働した取組みをすすめ、当事者団体、専門職や福祉団体、福祉施設、区市町村社協等が連携し、災害発生時に要配慮者が大きな支障を来たすことなく生活できるためのしくみを構築する。
- (2) 7つの取組みにより災害時要配慮者支援センターを機能させる。①施設基盤の強化、②事例集の作成と研修会・シンポジウム、③災害時の同種別間の応援派遣や受入れのためのルールづくり、④施設間連携を円滑にするための合同訓練の実施、⑤災害時の情報発信や情報支援体制の構築、⑥要配慮者支援の情報共有や連携に向けたネットワーク化、⑦災害派遣福祉チームの養成研修体系の構築。



<2か年の取組み状況>

25年度は、市社協及び市内福祉施設の協力による災害時要配慮者支援のための情報共有訓練の実施、福祉施設の機能や基盤整備に向けた行政への要望、障害者福祉連絡会との共催によるBCP研修の実施、「東京都における災害福祉広域支援のあり方検討プロジェクト」による検討等を実施し報告書にまとめた。26年度は、東京都委託事業として「あり方検討委員会」において「災害時要配慮者支援センター」の具体的なイメージ等検討した。また、地域における福祉避難所の運営についてモデル地区での検討を行った。また、各地の実践事例をヒアリングし、事例集を刊行した。

【報告書等】

- ・報告書『東京都における災害福祉広域支援のあり方検討プロジェクト報告』
- ・災害時要援護者支援ブックレット①『東日本大震災 高齢者、障害者、子どもを支えた人たち』(23年度)
- ・災害時要援護者支援ブックレット②『続・東日本大震災 高齢者、障害者、子どもを支えた人たち』(24年度)
- ・災害時要援護者支援ブックレット③『災害時要援護者支援活動事例集』(25年度)
- ・災害時要援護者支援ブックレット④『続・災害時要援護者支援活動事例集』(26年度)

<2か年に達成した成果>

- (1) 要配慮者支援の現状と課題、地域・広域の役割の明確化等を報告書にまとめた。
- (2) 26年度は東京都委託事業として東京都と連携のもとで「東京都災害福祉広域支援ネットワーク構築」を実現するための道筋をつけることができた。
- (3) 「災害時要配慮者支援センター」について、目的、役割、組織等のイメージを具体化した。また、発災後の業務の流れ、被災地の要配慮者支援に関わる福祉支援力の低下を専門職の視点から把握する「災害福祉先遣チーム」や、具体的支援のための「応援派遣」のイメージ等をまとめることができた。

<課題>

- (1) 発災後に「災害時要配慮者支援センター」を設置した場合の東京都や他団体からの応援を含む東社協における実施体制の具体化をすすめる必要がある。
- (2) 「災害福祉先遣チーム」の養成をすすめる必要がある。
- (3) 施設部会や職能団体との検討による「応援派遣」や「被災地外での受援」のしくみを構築する必要がある。
- (4) 情報連絡体制を構築する必要がある。
- (5) 災害ボランティアセンターとの連携をすすめる必要がある。

<3年目の取組み>

- (1) 引き続き東京都委託事業として、「東京都における災害福祉広域支援のあり方検討委員会」(4回開催予定)において検討を行う。
- (2) 「東社協事務局」、「災害福祉先遣チーム」の行動計画を作成するため、手順の検討、具体的な災害を想定した図上訓練等を行う。また、施設部会や職能団体との連携をすすめる。

